



平成19年11月6日
内閣府（防災担当）

平成19年9月の台風第12号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（沖縄県）

- 平成19年9月18日に発生した台風第12号災害について、沖縄県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住家が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)	
			全 壊	半 壊
【沖縄県】 竹富町（たけとみちょう）	9月18日	第1条第2号	11	8

注1 上記の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より各都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。

沖縄県政記者クラブにおいても発表予定。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
菊地、仲島

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）